

# 答 申 書

平成27年5月27日

美里町情報公開審査会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

美里町長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月13日付け美総第1966号で行った行政文書不存在決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年3月10日に、美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対し、「H26.10.8付提出した提言書に対応した会議もしくは打ち合わせ時の会議録もしくは打ち合わせ覚え書の写し」（以下「対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 行政文書不存在決定

実施機関は、平成27年3月13日に、本件請求に対して不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け美総第1966号で異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年3月25日に、本件処分を不服とし、実施機関に対しその取消しを求める異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての主旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立てにかかる処分は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づく指定管理者の選定に当たって、公募が要求されているにも関わらず、ただし書き（合理的な理由があると認めるとき）を適用して公募を行わない決定を下す過程の記録が不存在であるとしたものであり、行政手続きの基本である行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の確保を怠ったものであり不当である。

### 第4 実施機関の説明要旨

1 対象文書に該当するものは、作成しておらず存在しない。提出された提言書の回答書を作成するため、関係課長等が協議、検討を行ったが、会議の開催までは行っておらず、その内容を記録した会議録等はない。

2 対象文書は、指定管理者の候補者の選定に係る公募を行わない決定を下す過程の記録ではない。指定管理者の指定は、議会の議決事項であり提言を受け、公募の有無について協議したものではない。本件請求は、あくまでも提言書に対応した回答書を検討するために協議、検討した記録に対してのものである。

- 3 上記2のとおり本件異議申立ての理由には不備が認められたため、異議申立書を受け付ける際に、実施機関の職員が理由の記載について指摘したが、異議申立人はこれに応じず、このまま提出したい意向を示した。理由に不備があるが、異議申立書の法定の記載事項がすべて記載されていたため受け付け、審査会に諮問することとした。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 異議申立ての適法性

#### (1) 異議申立ての理由の妥当性

本件異議申立ての理由は、対象文書及び本件処分の内容と対応しておらず、失当である。

本件異議申立ての理由では、異議申立人は指定管理者の候補者の選定における公募を行わない決定の過程の記録が不存在であることを問題にしているが、本件請求は提言書に対する回答を作成する過程の会議録等の開示を求めるものである。問題となっている平成26年10月8日付けの提言書は「条例に基づく業務委託の実施について」と題するもので、指定管理者の更新に当たって指定管理者の公募を求めるものである。本件異議申立ての理由の記載からは、提言書の内容と本件請求の内容との混同がみられる。

#### (2) 異議申立ての適法性

異議申立書に記載すべき事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第49条に規定されている。本件異議申立てに係る異議申立書には、当該法定の記載事項がすべて記載されている。上記1のとおり理由の内容は失当であるが、形式的要件としての理由の記載があり、実施機関が適法なものとして受け付けた上で審査会に諮問していると解し、不適法による却下とはすべきではない。よって、審査会としては、適法な異議申立てに基づく諮問と受け止め、その内容について審査を行うものとする。

#### (3) 情報公開審査会が答申する事項

情報公開審査会は、条例の規定により、実施機関から諮問があった事案につき答申をする機関である。本件における諮問事項は、行政文書不存在決定に対する異議申立てであり、その趣旨は、不存在決定の取消しを求めるものである。よって、審査会としては不存在決定の妥当性について審査を行い、異議申立ての趣旨に対応する答申を出すものとする。

### 2 対象文書の存否について

審査会では、実施機関から提出された資料を確認し、また、実施機関の担当者から事実の聞き取りを行った。その結果、提言書を受け付けてから、担当課であるまちづくり推進課内で回答内容の方向性が検討された事実及びまちづくり推進課長が副町長に提言内容について説明し、回答について助言を求める等を行った事実が確認された。しかしながら、これらの内容を記録した文書は作成されておらず、存在しないことが認められた。

実施機関内部における協議、打ち合わせ等については、必ずしもそのすべてについて文書による記録を残しておくべきものではないと解する。

### 3 不存在の理由の記載及び説明

本件処分に係る不存在決定通知書の不存在の理由には、事実が正確に記載されており、間

違いはない。しかしながら、異議申立人の意図を汲み取ることなく機械的な対応をしたもので、理解を得られるような配慮が十分でなかったものと思料する。理由が正確に記載されている以上、違法ではないため、取り消すべきものではないが、行政機関としての説明責任を全うするよう丁寧な記載又は説明を行うことが望ましい。

#### 4 結論

以上のとおり、対象文書は、実施機関において作成されておらず、保有していない事実が認められた。よって本件処分は妥当であり、取り消されるべきものではない。

### 第6 情報の提供

上記第5の3のとおり、不存在の理由の説明については、配慮が足りなかった部分がある。また、本件請求からは、自己が行政に対して提案した内容が行政内部でどのように検討されたかを知りたいという異議申立人の意図が読み取れる。これについては汲むべきところがあり、実施機関としての一定の説明責任があると思料する。

本件の審査のため、審査会は、提言書に対する回答を作成するまでの経過をまとめた資料を実施機関に作成させた。この資料には協議における発言内容までの記載はないが、回答までの経過が整理されている。この資料は対象文書そのものではないが、実施機関は任意の情報提供としてこの資料を異議申立人に示した上で、経過を説明すべきである。

### 第7 審査の経過

| 年 月 日                         | 処理内容       |
|-------------------------------|------------|
| 平成27年 3月30日                   | 諮問を受けた。    |
| 平成27年 4月17日<br>(平成27年度第1回審査会) | 事案の審査を行った。 |
| 平成27年 5月13日<br>(平成27年度第2回審査会) | 事案の審査を行った。 |
| 平成27年 5月25日<br>(平成27年度第3回審査会) | 事案の審査を行った。 |

(参考) 美里町情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 区 分   | 備 考     |
|---------|-------|---------|
| 鎌 田 明   | 学識経験者 | 会 長     |
| 古 川 隆   | 学識経験者 | 会長職務代理者 |
| 佐 藤 賢 二 | 学識経験者 |         |
| 鈴 木 絢 子 | 学識経験者 |         |